

川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業

基本協定書（案）

平成 26 年 月 日

川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業（以下「本件事業」という。）に関して、川西市（以下「市」という。）と「落札者の代表企業、構成員、構成員」との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「市」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (2) 「事業契約」とは、本件事業の実施に関し、市と事業予定者との間で締結される川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業に係る契約をいう。
- (3) 「事業期間」とは、事業契約の締結日から平成 48 年 7 月 31 日までの期間をいう。ただし、事業契約が解除された場合又は事業契約第 69 条の規定により事業契約が終了した場合は、事業契約締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (4) 「事業予定者」とは、本件事業を遂行することを目的として落札者によって設立される会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として設立する新会社をいう。
- (5) 「代表企業」とは、落札者を代表する企業をいう。
- (6) 「提案書類」とは、落札者が本件事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (7) 「提示条件」とは、本件事業を実施する事業者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- (8) 「入札説明書」とは、本件事業の総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定に関し平成 26 年 4 月 24 日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
- (9) 「本協定」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (10) 「本件事業」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (11) 「落札者」とは、本件事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定において落札者と決定された複数の企業によって構成されたグループをいう。

第 2 条（趣旨）

本協定は、市が、本件事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を選定したことを確認し、第 4 条に基づき落札者が本件事業を実施するために今後設立する事業予定者（特別目的会社）をして、第 7 条に基づき落札者と市との間で事業契約を締結せしめ、その他本件事業等の円滑な実施に必要な諸手続並びに双方の協力についてを定めることを目的とする。

第 3 条（市及び落札者の義務）

1 市及び落札者は、市と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、市に対し提案書類を作成したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の選定手続に係る審査委員会及び市の要望事項を尊重する。

3 落札者は、事業予定者の設立の前後を問わず、又、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本件事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。なお、事業予定者は、事業契約締結後、それ以前に落札者が行った準備行為を引き継ぐものとする。

第 4 条（事業予定者の設立）

1 落札者は、平成 年 月 日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本件事業の遂行を目的とする事業予定者を川西市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに、事業予定者からその履歴事項証明（設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。

なお、落札者は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして市に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、落札者は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を川西市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

(1) 事業予定者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。

(2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。

(3) 事業予定者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

(4) 事業予定者の定款の目的には、本件事業に関連のある事業のみを記載する。

(5) 事業予定者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定め

ることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号口に定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。

(6) 事業予定者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる 2 以上の種類の株式」を発行してはならない。

(7) 事業予定者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款において定めてはならない。

(8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。

(9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。

(10) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおかなければならない。

(11) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならない。

2 前項の場合、落札者の代表企業は必ず事業予定者に出資し、設立時における落札者の代表企業を含む構成員の出資比率（ただし、代表企業の出資比率は事業予定者に対する全出資者中最大とする。）の合計は 50%超とし、事業契約期間中、落札者は第 5 条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。落札者は、事業契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。

3 落札者は、事業予定者の設立後速やかに、落札者の持株数を市に報告し、事業予定者の株主名簿を別紙 1（設立時の出資者一覧）の様式にて市に提出する。

第 5 条（株式の譲渡等）

1 落札者は、その保有する事業予定者の株式に担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

2 落札者は、前項に従い市の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに市に提出する。

第 6 条（義務の委託又は請負）

1 落札者は、事業予定者をして、本件事業に関する各業務のうち設計に係る業務を に、工事監理に係る業務を に、建設に係る業務を に、維持管理に係る業務を に、運営に係る業務を にそれぞれ委託し、又は請け負わせる他、その他の

業務を別紙 2 (業務委託・請負企業一覧) 記載のとおり第三者にそれぞれ委託させ、又は請け負わせるものとする。

2 落札者は、平成 年 月 日までに、前項に定める設計、工事監理、建設、維持管理及び運営等の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後その原本証明付き写しを市に提出する。

3 第 1 項の規定により事業予定者から設計、工事監理、建設、維持管理又は運営に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

第 7 条 (事業契約)

1 市及び落札者は、平成 年 月 日を目処として、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて市と事業予定者間で事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をするものとする。

2 市は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、落札者から説明を求められた場合、入札説明書において示された本件事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 市及び落札者は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力する。

4 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、本件事業の選定に関し落札者の代表企業又は構成員に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は事業契約を締結しないことができるものとし、落札者は事業予定者をして市の措置に従わせるものとする。

(1) 代表企業又は構成員のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、代表企業又は構成員のいずれかの取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者 (代表企業又は構成員のいずれかの取締役を含む。) によりその申立てがなされたとき。

(2) 代表企業又は構成員のいずれかが、事業契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条第 1 項に基づき排除措置命令を受け、同法第 49 条第 7 項により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた者が同法第 49 条第 6 項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づき当該排除措置命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は、同法第 49 条第 1 項に基づく排除措置命令を受けた者が同法第 49 条第 6 項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求

を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 代表企業又は構成員のいずれかが、事業契約に関して、独占禁止法第 50 条第 1 項により課徴金納付命令を受け、同法第 50 条第 5 項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づく審決を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第 50 条第 1 項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。

(4) 代表企業又は構成員のいずれかが、事業契約に関して、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。

(5) 代表企業又は構成員のいずれかの役員又は使用人について、事業契約に関して、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき、代表企業若しくは構成員のいずれかの者又はそれらのいずれかの者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

5 事業契約の締結までに、代表企業又は構成員に以下の各号の事由が生じたときは、落札者は事業契約を締結しないことができるものとし、落札者は事業予定者をして市の措置に従わせるものとする。

(1) 落札者のうち代表企業が入札説明書等の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合。

(2) 落札者の代表企業を除く構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合で、市が当該構成員の除外又は変更を認めなかったとき。

6 本条第 4 項及び第 5 項に掲げる場合のほか、事業契約の締結までに、代表企業又は構成員のいずれかが、本基本協定書に違反し、その違反により本基本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他代表企業又は構成員のいずれかの責めに帰すべき事由により、本基本協定の履行が困難であると市が認めたとき。

第 8 条 (事業期間中のその他の義務)

落札者は、事業予定者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。

(1) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 743 条に定める組織変更を行わないこと。

(2) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の株式会社の株式を取得しないこと。

(3) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。

(4) 事業予定者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。

(5) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。

(6) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換又は会社法第 772 条に定める株式移転を行わないこと。

(7) 事業予定者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。

第 9 条（準備行為）

1 事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、落札者は本件事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で自己の費用で当該準備行為に協力するものとする。

2 落札者は、当該準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

第 10 条（事業契約不成立の場合の処理）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者が本件事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第 11 条（違約金）

事業契約締結後において、事業契約に関し、第 7 条第 4 項各号のいずれかの事由が生じた場合、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、落札者のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、事業契約で定める額の違約金を市に支払うものとする。

第 12 条（秘密保持）

市及び落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと、及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第 13 条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方・家庭裁判所伊丹支部とする。

第 14 条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から本件事業の終了日までとする。

（以下余白）

以上を証するため、本協定を 通作成し、市及び落札者の代表企業及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保持する。

平成 年 月 日

市

落札者

（代表企業）

代表取締役

（構成員）

代表取締役

（構成員）

代表取締役

業務委託・請負業者一覧

【業務委託契約先】 委託 / 再委託

委託内容	委託契約日	契約階層	業務委託者名	許可 No.等	住所	代表社名	委託金額

【請負契約先】 元請（特定元方） / 下請

委託内容	委託契約日	契約階層	業務委託者名	許可 No.等	住所	代表社名	委託金額